

議案第75号

築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年9月4日

築上町長 古市 照雄

理由

特別職非常勤職員の築上町内における旅行の費用弁償を見直すため、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



築上町条例第 号

築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年築上町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 特別職の職員の築上町内における旅行については、前項の規定にかかわらず、築上町旅費に関する条例（平成18年築上町条例43号）第20条の規定は適用せず、公共交通機関等（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車及び町長が認めた場合は、同法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を含む。）を利用した場合は、その料金の実費額を支給することとし、自家用車を利用した場合で、全路程が4キロメートルを超える旅行については、4キロメートルを超える部分に限り、自家用車の燃料費等に充てるための費用（以下「車賃」という。）として規則で定める額を支給する。ただし、別表第1に定める鳥獣被害対策実施隊員の職にある者の費用弁償については別に定める。

第5条に次の5項を加える。

- 3 前項の規定により支給する車賃は、全路程を通算して計算する1キロメートルにつき37円の範囲内で規則で定める額とする。
- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 前3項に規定するもののほか、自家用車により旅行する場合の支給方法については、規則で定める。
- 6 第1項及び第2項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。
- 7 第2項及び前項の規定にかかわらず、別表第2に定める委員については、同表の定めるところにより支給する。ただし、第2項及び前項に規定する費用が同表に定める費用弁償の額を超える場合は、その超える部分の相当額を弁償することができる。

別表第2中「第2項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

新旧対照表

○築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

新	旧
(費用弁償) 第5条 (略)	(費用弁償) 第5条 (略)
2 特別職の職員の築上町内における旅行については、前項の規定にかかわらず、築上町旅費に関する条例(平成18年築上町条例43号)第20条の規定は適用せず、公共交通機関等(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車及び町長が認めた場合は、同法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を含む。)を利用した場合は、その料金の実費額を支給することとし、自家用車を利用した場合で、全路程が4キロメートルを超える旅行については、4キロメートルを超える部分に限り、自家用車の燃料費等に充てるための費用(以下「車賃」という。)として規則で定める額を支給する。ただし、別表第1に定める鳥獣被害対策実施隊員の職にあるものの費用弁償は別に定める。	2 前項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。なお、別表第2に定める委員については、別表第2のとおり支給する。
3 前項の規定により支給する車賃は、全路程を通算して計算する1キロメートルにつき37円の範囲内で規則で定める額とする。	
4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	
5 前3項に規定するもののほか、自家用車により旅行する場合の支給方法については、規則で定める。	
6 第1項及び第2項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。	
7 第2項及び前項の規定にかかわらず、別表第2に定める委員については、同表の定めるところにより支給する。ただし、第2項及び前項に規定する費用が同表に定める費用弁償の額を超える場合は、その超える部分の相当額を弁償することができる。	

新	旧
別表第2 (第5条関係)	別表第2 (第5条第2項関係)
(略)	(略)